

保福介第6107号
平成27年12月28日

指定居宅介護支援事業所 管理者 様

さいたま市保健福祉局福祉部 介護保険課長
(公 印 省 略)

居宅介護支援費における特定事業所集中減算に係る「正当な理由」の
判断基準について（通知）

日頃より、本市の介護保険制度の運営について御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

指定居宅介護支援事業は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立におこなわなければなりません。このため、「正当な理由」なく、紹介率最高法人の割合が80%を超えた場合には、特定事業所集中減算が適用されます。

特定事業所集中減算の適用対象外となる「正当な理由」については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）」における例示に基づいて本市も運用しているところですが、この度、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について（平成27年3月27日老介発0327第1号・老高発0327第1号・老振発0327第1号・老老発0327第2号厚生労働省老健局介護保険計画課長・高齢者支援課長・振興課長・老人保健課長連名通知）」が発出され、当該通知が改正されたところです。

これを踏まえ、本市では、別紙のとおり「正当な理由」の判断基準を定めましたので、通知いたします。

問合せ先

さいたま市保健福祉局福祉部 介護保険課
事業者係 築館・笠崎・福島

電 話 048-829-1265

F A X 048-829-1981

別紙

特定事業所集中減算における「正当な理由」の判断基準

下記のいずれかに該当している旨を期日までに本市に提出し、市長が適当と判断した場合は、正当な理由があるものとして減算を適用しないものとする。

記

- 1 居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に、サービス種別ごとの事業所数が5事業所未満である場合
- 2 判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下である場合
- 3 判定期間の1月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置づけられた計画件数が1月当たり平均10件以下である場合
- 4 サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者集中していると認められる場合であって、次にある全ての条件に該当している場合
 - (1) 利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けていること。
 - ア 「(参考様式1) 特定事業所集中減算に係る理由書」の提出を利用者から受ける。
 - (2) 居宅介護支援事業所所在地を管轄する地域包括支援センターが主催する「地域支援個別会議」にて、支援内容・サービス選択に関して意見・助言を受けていること。
 - ア 「(参考様式2) 特定事業所集中減算に係る意見・助言についての調書」を作成し、地域包括支援センターから署名及び捺印を受ける。
 - イ 会議で使用する資料準備や、支援内容についての説明は、居宅介護支援事業所が行う。
 - ウ 当会議は、特定事業所集中減算の正当な理由を判定する場ではなく、意見・助言を行うものである。居宅サービス計画に、当会議で受けた意見・助言を記録し、計画内容に反映させる。
 - (3) (1)と(2)に該当する対象者を除外した結果、サービスごとの紹介率最高法人の紹介率が80%以下となること。

(計算例) 意見・助言を受けた件数を除外して計算。

居宅サービス計画数：102件
A訪問介護事業所の位置づけ：82件
意見・助言を受けた対象件数：2件

$$(82 - 2) \div (102 - 2) = 80 \div 100 = 80\% \Rightarrow \text{減算なし}$$